平成３０年（フ）第１０９号
堺市中区深阪１丁15番16号
債務者　山口　敏彦
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
大阪府河内長野市南花台１丁目13番７号
債務者　島田　真知
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１１９号
大阪府松原市天美西１丁目22番３号、前住所
堺市北区新金岡町３丁５番17―404号
債務者　金治百合子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１３１号
堺市堺区三宝町４丁273番地
債務者　嵜迫　勝幸
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４６号
大阪府大阪狭山市池尻中１丁目29番34号
（201号）
債務者　古市加代子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１５２号
大阪府河内長野市木戸東町８番12―304号
債務者　仲野　紳吾
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１６８号
堺市美原区南余部64番地１　ヴィラビアンカ美原405号
債務者　影山由美子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１７０号
大阪府高石市加茂１丁目12番31号
債務者　川田　幸夫
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４６号
兵庫県姫路市網干区興浜434番地13
債務者　野村　和宏
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第４７号
兵庫県姫路市保城775番地　レオパレスＭｕ206
債務者　澤井由佳理
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第５７号
兵庫県姫路市砥堀817番地３銀の馬車道壱番館Ｂ４、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町宮置455番地82
債務者　三浦　明子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第６３号
兵庫県姫路市網干区垣内東町35番地３
債務者　福畑　康成
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第６５号
兵庫県姫路市栗山町53番地　ロイヤルコーポ栗山町301号室、従前の住所兵庫県姫路市辻井４丁目３番１号
債務者　日平絵莉佳（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第７１号
兵庫県赤穂市松原町４番地18　松原貸家２
債務者　中山　栄治（旧姓濵）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第７６号
兵庫県姫路市東山92番地１　レオネクストＭＡＫＩ　209、従前の住所兵庫県加古川市加古川町平野103番地の３　グランドレジデンス加古川803号
債務者　南水　昌美（旧姓明神）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２０号
奈良市佐保台西町87番地シオン平城山３－Ａ号
債務者　庄嶋　　渚
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３７号
奈良県天理市杉本町301番地４　サンライフアトリオ103号
債務者　北村　　泉
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
奈良地方裁判所